告 示

埼玉県告示第百二十号

分について、同法第六十九条第一項の規定により、 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十五条の規定による処 聴聞を次のとおり公開で行う。

令和三年一月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一聴聞の日時及び被聴聞者

特三十分 特三十分 中五日午後一	聴聞の日時
有限会社プラ	号又は名称被聴聞者の商
由本 俊昭	の氏名)の氏名(法被聴聞者の氏名(法
·	務所の所在地被聴聞者の主たる事

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館四○三会議室